



社会福祉法人
長野県社会福祉協議会

地域の福祉力 強化推進セミナー

～生活困窮者支援から地域共生社会の実現を考える～



2017年4月18日開催
於 松本市浅間温泉文化センター



行政、事業所、団体など福祉関係者等
350人余りが参加

生活困窮者自立支援制度の法施行3年の見直しが目前に迫る中、本制度改革の動きを共有するとともに、具体的な実践を参考に、地域共生社会の実現にむけた取り組みを考えるセミナーを開催しました。

P.2 ①基調講演

『生活困窮者自立支援制度等地域福祉施策の今後の動向』

「我が事・丸ごと」地域共生社会の構築 に向けた取り組み

講師 後藤真一郎 氏 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官

P.5 ②シンポジウム

『地域における総合相談・生活支援の体制づくり』
個別支援を通じた排除の無い地域づくりの創造に向けて

コーディネーター 和田敏明 氏 ルーテル学院大学 名誉教授

シンポジスト 高山さや佳 氏 NPO 法人 Happy Spot Club 代表理事

シンポジスト 唐木雅彦 氏 社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会 事務局次長

P.8 ③鼎 談

『地域共生社会の実現と地域福祉施策の展開』

地域の福祉力を高めるために

和田敏明 氏 ルーテル学院大学 名誉教授

後藤真一郎 氏 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官

矢澤秀樹 氏 社会福祉法人伊那市社会福祉協議会 地域福祉係長



生活困窮者自立支援制度等 地域福祉施策の今後の動向

「我が事・丸ごと」

地域共生社会の構築に向けた取り組み

講師
後藤真一郎氏

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 地域福祉専門官



後藤真一郎氏。平成4年から24年間全国社会福祉協議会に勤務。平成28年5月、厚生労働省地域福祉専門官に着任。同年7月に掲げられた「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けて奮闘中。

「我が事・丸ごと」が 目指すものは

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を厚生労働省では当面の福祉改革のキーコンセプトとして位置づけています。

本日は、「我が事・丸ごと」が何を指そうとしているのか、支援のあり方をどう考えていったらいいのかをお話することができたらと思います。

平成28年6月、政府の方針として「ニッポン一億総活躍プラン」が掲げられ、介護離職ゼロに向けた取り組みとして「地域共生社会の実現」が方向付けされました。

ここで示された「支え手側と受け手側に分かれるのではない」という言葉がとても重要です。支援の受け手側が支援者にもなり、支え手側も受け手側になって、いつもいつも循環するんだ、どっちが偉いではなく、対等なんだというのを意味しています。

また、「地域のあらゆる住民が役割を持つ」として、住民の身近なところで住民が活躍できる地域づくりを提案

しています。

7月には地域共生社会の実現を具体化するため、厚生労働省の中に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部*ができました。ここで初めて「我が事・丸ごと」が提示されます。

我が事の反対は他人事です。丸ごとの反対は縦割りです。縦割りを全部やめようと言っているわけではありません。他人事を我が事として考え、縦割りの弊害をなくしていこうというのが、ここでの考え方です。

地域の福祉力を高めるために

すべてを「我が事」というのはなかなか難しいと思います。例えば自分の隣の家がゴミ屋敷状態にあっても我が事と思えるかといえ、なかなか難しいだろうと思います。でも少しでも他人事を我が事と思えるようなきっかけを提供するプログラムがたくさんあれば、いろいろな地域の人たちが参加するのではないと思います。

省内の職員の考えだけでは限界があるため、地域力強化検討会*が立ち上げられました。

検討会では、「我が事・丸ごと」をどう具体化していったらいいのか。そのためには住民の力、地域の福祉力をしっかり高めていかなければならない。それをどう具体化するかという議論を重ねた結果、中間報告で「地域づくりの3つの方向性」と4つの論点が示されました(3Pの地域力強化検討会中間とりまとめの概要図、4Pのイメージ図参照)。

他人事を

我が事にするには

「我が事」はどのように具体化していったらいいのか(概要・イメージ図(1))。

一つは、我が事の地域づくりということ。行政の職員がいまから地域づくりをしますから、皆さん頑張ってくださいというようにことをいくらやってもできない。上から下には絶対無理です。まず、住民が真ん中になってどんな地域にしていくのか、福祉関係者以外の人も含めて話しあっていくことです。

そして、やりがいがあったら楽しいと

思えることがあれば、我が事ということに一歩近づける。そんな取り組みが大事ではないでしょうか。

「私のまちにも結構ゴミ屋敷ってあるよね」とか、「8050問題*って結構あるよね」「自分は何ができるかわからないけれども、何か勉強してみようかしら」と少しずつ関心が高まっています。

次に、生活支援コーディネーターを活用することです。市町村域だけでなく、住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場をつくるべきではないでしょうか。

身近な圏域とは、顔が見えれば中学校区でもかまわないのですが、小学校区で相談できる体制が望ましいと思います。

丸ごと受け止めるのは誰？

では、丸ごと受け止めるのは誰か(概要・イメージ図(2))、ですが、豊中市の社協では住民が丸ごと受け止める機能を果たしています。住民では難しいなという場合は社協のCSWが受け止めるというところもあるでしょう。つま

*地域共生社会の実現 平成28年6月閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の「介護離職ゼロ」に向けた取り組みの方向の一つ。子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

*8050問題 ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。子が50代、親が80代の世帯が多く、深刻な社会問題になっている。

〈概要・イメージ図〉

地域力強化検討会中間とりまとめの概要
～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
- 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」

受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※平成28年度に26自治体で実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスが必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

中核をどう担うのか

り、これは地域の中で決めて下さいという事です。
例えば障害者支援を行っている社会福祉法人に高齢者の相談がきても、とりあえず受け止め、必要な機関にちゃんとつないでほしいということです。

中核をどう担うのか
そしていろんなネットワークがある中でその中核を担う機関はどこが担うのか(概要・イメージ図【3】)。現在、902自治体に自立相談支援機関、つまり生活困窮支援の相談窓口があるので、そこが中心になるとも考えられるし、ないところは相談支援包括化推進員が中心になってやっていったらどうなのかという提案をしています。もちろんそこがすべてやらなければいけないというものではありません。いままでの手法とつながりがある関係機関の機能、ネットワークを存分に使うということですね。

さらに、医療的ケアを要する子どもとかDVとか、市町村を越えたところでない対応しがたいというケースもたくさんあるので、相談支援を構造化していくことが大事だと提案しています。
自分の地域の中でどういう絵を描いていくのか、ぜひ地域の皆さんと一緒に、社会福祉法人、NPO、地域包括支援センターなど、みんなが集まって議論をしていただきたいと思っています。

今後の動向

これまでの報告をもとに平成29年度は「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けてモデル事業を予算化しています。住民に身近な圏域で「我が事・丸ごと」のモデル事業を組み、20億円、約100か所程度を想定しています。

また、社会福祉法の改正案を国会で審議していただいています。ここで「我が事・丸ごと」の仕組みを市町村の中でしっかりやっていくということを法律に書き込むということです。押しつけではなく、住民が中心となりいきいきと活躍でき、すべての人たちが役割をもち活躍できるような地域社会をつくることを法律で後押ししようというのが、今回の法改正の趣旨です(5月26日成立、6月2日公布)。

地域福祉計画の見直しを

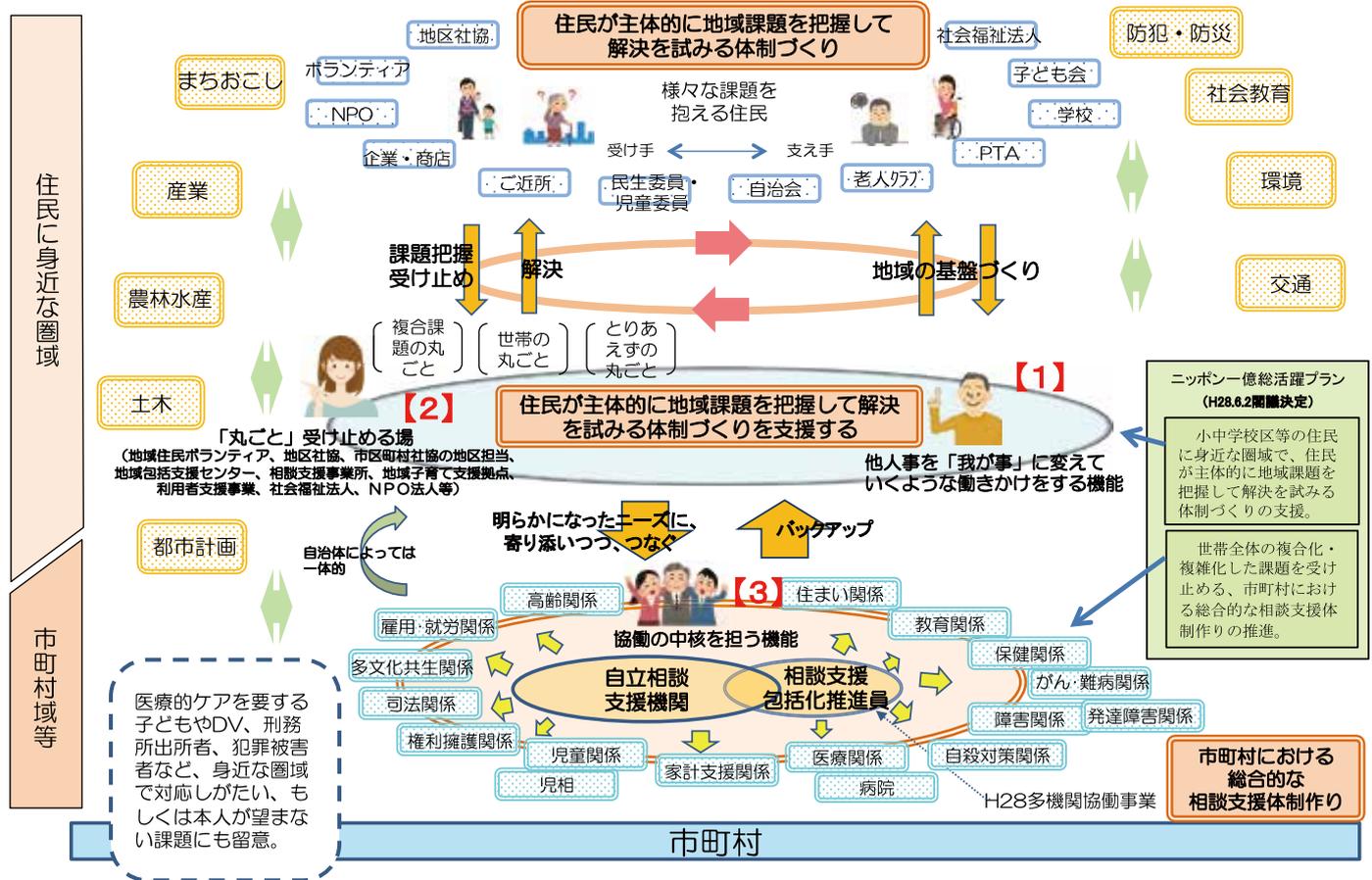
改正案の第107条では、市町村の地域福祉計画に高齢者・障害者・児童にまたがるような共通して取り組むべき事項を書いていただきたい。また、定期的に分析・評価することに努める、といったことに加え、さらにいままでは任意だったものが、今度は努力義務になりました。

地域福祉計画は、策定のプロセスに大きな意味があります。住民だけではなく、地域にはさまざまな社会福祉法人やNPO、社協などいろいろな団体があります。そういう人たちと一緒に、なっってどういう地域にしていくのか、

*「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現本部 厚生労働省のプロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月厚生労働省プロジェクトチーム)と「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)を踏まえ、厚生労働大臣を本部長として平成28年7月に設置。地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うことを趣旨とする。

*地域力強化検討会 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会。「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている地域共生社会の実現について、具体的に検討するため、平成28年10月に日本福祉大学教授の原田正樹氏を座長として発足。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



それを作っていくのが地域福祉計画のプロセスです。ぜひそういう計画づくりにも参画していただきたいと思っています。

生活困窮者自立支援等の関係予算は前年度と同額の400億円を用意しています。補助金では、就労準備支援、子どもの学習支援のほか、生活困窮に限らず高齢者・障害者・児童の共通課題となっている居住支援の予算も用意しました。生活困窮者自立支援制度の見直しもしています。生活保護と生活困窮者自立支援を一緒に検討する部会を作ってこれから検討を始めることとしています。

今後、厚生労働省のホームページ*等にアップしていきますので、ご注目ください。

成年後見制度のネットワーク

成年後見制度利用促進委員会では、国が基本計画をつくりました。この基本計画をもとに都道府県、市町村が計画をつくることになっています。

いままでは、弁護士なら弁護士だけといったように、後見人一人がその人を支援していましたが、ここではいろいろなチームを組んで成年後見を含めた地域連携ネットワークづくりの支援をするというものです。

すでにある保健・医療・福祉が中心となりながら司法も含めたネットワークがこれからできていくと思っています。



いまある社会資源で「我が事・丸ごと」を！

強調しますが、「我が事・丸ごと」を決して新しいものが降ってきたとは思わないでほしいと思っています。新しく何かをつくることもあるでしょうが、むしろ今あるものを積極的に利用して欲しいと思います。

例えばニーズキャッチ。地域にアンテナをたくさん張っておいて、もし隣のおばちゃんに気がなると思った住民がこちらに教えてくれる。出かけていなくてもこれも一つのアウトリーチです。地域に関心があり、「我が事・丸ごと」と思ってくれるような人とたくさん知り合いになっていくことだと思います。

繰り返しになりますが、ぜひ今ある社会資源を活用し、皆さんで話し合っ決めていただくことが、「我が事・丸ごと」の重要なポイントではないかと思っています。

*相談支援包括化推進員 厚生労働省の多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度～)の実施主体となる市町村等に配置。主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担う。複合的な課題を抱える相談者等を支援する役割としては、実施要綱上、①相談者等が抱える課題の把握、②プランの作成、③相談支援機関等との連絡調整、④相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言を行う。また、多職種・多機関の相談支援包括化ネットワークの構築、相談支援包括化推進会議の開催等の取り組みも行うこととされている。

*ホームページ 厚生労働省 生活困窮者自立支援制度 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

地域における 総合相談・生活支援の体制づくり

個別支援を通じた 排除の無い地域づくりの創造に向けて

排除のない地域づくりに 必要な視点

和田 最初に排除のない地域づくりの目的、考え方について少しポイントをお話したいと思います。

生活困窮者自立支援法は、個別の支援をするだけでなく、その人が地域の中で一人の住民として暮らせるように、親子・親戚関係も含めて、近所の関係、地域社会など、周りを変えたいという視点は全く新しい考え方だと思えます。

生活困窮者は、私たちの身近にたくさんいて、他人事ではありません。身近にいる人がそういう状態にあるかもしれないし、自分も含めいつそうなるかもしれないかもしれません。

生活困窮は単に経済的困窮だけでなく、社会的に孤立していることがほとんどです。本人の自立において、何より本人が生きようとするのが土

台となります。したがって支援にあたり「私のことを放っておいて」というのが一番難しい。

本人が生きようという意欲を持ち、自立して生活できるようにするために、居場所があり、役割を持って参加できるように地域づくりをしていくことが必要となります。

しかし、地域はいろんな人を受け入れてお互いに支え合うと同時に、異質な人を差別したり排除したりしてしまう側面があることも事実です。そういう地域には誰も参加したいとは思わないのではないのでしょうか。

自分が元気でなかったりしたとき、みんなが見守ったり支えたりしてくれる場所があるなら、そこに自分も参加したい、入っていきたいと思うのではないか。「個別支援をしながら地域をつくる」という意義はそこにあります。

生きづらさを抱えた人が抱える複合化した課題は、地域に多

くの課題があるということですね。「一人ひとりの問題」を「私たちの問題」としてとらえる認識がなければ地域全体の問題として解決していくことはできません。難しいことですが、やはり本日このセミナーに参加している皆さんがそういう視点を持つことが第一歩になるのだと思います。

地域の中には潜在的なニーズを持つ人が多くいます。相談窓口にもそのような人が来るかと言えば、そうは来ない。潜在的に困っている人の情報を得るには、自分の関心や普段のつきあ



和田敏明氏 全国社会福祉協議会事務局長、理事等を歴任。全国の多様な地域福祉実践と関わりを持って研究を行っている。

コーディネーター
和田敏明氏

ルーテル学院大学名誉教授

シンポジスト
高山さや佳氏

NPO法人HappySpot Club代表

シンポジスト
唐木雅彦氏

社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会
事務局次長

いとは異なる人との出会いの場をつくるのが、アウトリーチの点からも非常に大事です。一人の支援員の支援には限界があり、多くの人々と連携、協働して解決に当たることがあります。いろんな人と協働すれば、様々な情報が入ってきます。そこで相談することでだんだんと共有していける。地域の問題として取り組むことができます。

地域づくりの留意点

地域づくりの留意点は2つあります。それは、①「共感に基づく連帯の支援」と②「住民主体の原則」です。

①の共感性は、自発的な私たちの活動を生み出していきます。制度を利用するとか他の人の援助を受けなくなることを援助のゴールだと考えないことです。受け身だけの人にしてしまわず、共感は生まれません。その人が自分のできるこ

とをして社会に参加し、何かの役割を果たすことで共感が生まれます。必要であればサービスを継続しながら、それをどう引き出すかを常に考えていかななくてははいけません。

②の「住民主体の原則」ですが、地域を作り上げていくのはそこに暮らす住民自身を中心です。

生活困窮者支援は、住民の理解が十分とは言えず、無関心、批判的、拒絶、反対することは珍しくないとはいってもいいかもしれませぬ。地域の問題に対して、支援員は必要な介入をしていくことから始まります。しかし、支援員主導を続けると、支援員に依存する関係が固定化し、支援員が抱え込むことになりかねません。地域住民が主体的に地域づくりに参加していくためには、主体性を育む取り組みが必要なのです。

NPO法人 Happy Spot Club (通称ハピスポ)



年1回、ビッグハットで3000人が参加する人気イベントになったハピスポひろば。最初は小さな会議室での開催でした。運営スタッフはすべてボランティア。資金は、クラウドファンディング(ネット上で全国から寄附集め)と企業からの出店のみ。

「障がいの有無や年齢、家庭環境に関わらずお互いに人として理解し尊厳を持って接することができる社会を目指す」をコンセプトとして、体感型福祉イベント「ハピスポひろば」の開催、「ごちゃまぜカフェ」の運営などを通じて居場所づくりに取り組んでいます。

「ハピスポひろば」は、シニア、障がいの者の自己実現になればいい、福祉を体感し、そこでつながって自然な出会いが生まれて人生が変化したらいいなという思いから始めたイベントです。

ごちゃまぜカフェは、お年寄り、障がいのある人、社会に出ることに戸惑いを感じている若い人などごちゃまぜになって楽しい時間を分かち合い、生きる力を育みあつていくコミュニティカフェです。

ハピスポは、子育てや介護などの悩み相談、爪のケアから犬のしつけまで、毎日のように舞い込む頼まれごとに全力投球しています。



2016年5月、ごちゃまぜカフェは千曲市稲荷山にオープン。一人静かに過ごせる「ひきこもり部屋」もあります。



逆さプレーメンがハピスポのシンボルマーク。世の中は実は小さいものが大きいものを支えているのです。

人は、人と生きてこそ『人』です！
自分を隠さずに発信することで
人とつながりが生まれます。



介護福祉士、認知症ケア専門士の資格をもつ代表理事の高山さや佳さん。「死にたい」と思った自らの経験と重ね合わせ、福祉の現場で気づいた「人と共に生きる喜び」を多くの人にも伝えていきたいと7年前に活動をスタート。

ハピスポは、高齢者、障がい者、児童、すべてを一つの「福祉」ととらえ、もっと身近に楽しく感じてほしいと、施設のイベントのお手伝いや勉強会の企画など、6年間で166回以上の活動を続けています。

実践報告②

南箕輪村社会福祉協議会

実践は、より身近な自分のこととして、誰もが担い手であること、普段自分たちがやっていることだという気持ちをつくることを重視しており、「我が事・丸ごと」の理念に通じる取り組みとなっています。

南箕輪村社協では、地域とのつながりが薄れていくなかで、トップダウンでなく、住民、地域を主役に、一緒に発見し、誰もが担い手へを共通方針として、行政と連携した地域支援事業に取り組んでいます。

平成28年度の事業では、まず地域の現状把握のため小地域単位で「困りごと」と「どんなことだったらできるか」、支える側と支えられる側の視点でニーズ調査をしました。

その結果をもとに、一歩踏み出すためのきっかけづくり、人材育成を目的に地域づくり講座を開催。「普段からできていることをみんながやっついこうよ」をコンセプトに、住民の気持ちづくりを進めました。また地域の資源探しも行い、地域資源を再発見。そしてそれぞれの地区で話し合い(地域懇談会)を設け、自分たちで課題をどう解決するか、考える機会としています。

上伊那郡南箕輪村は、人口が1万5342人5,971世帯、高齢化率は約23%と県下で一番低い村(平成29年6月現在)です。近年、他地域から流入して人口が増加しているため、地区によっては地域のつながりの希薄化が進んでいます。



社協だけでは意味がなく、行政が同じ方向性で歩調を合わせてくれたことは、とても良かったです。



「住民はやらされ感が強いと聞いてしまうことがわかりました」と、「なるほどザ・地域塾」の命名に2週間悩んだという事務局次長の唐木雅彦さん。

- 平成28年度の取り組みから
- ①地域内の現状把握(調査)
 - ②きっかけづくり(地域づくり講座)「なるほどザ・地域塾」
 - ③地域の中の資源(お宝)探し
 - ④地域での話し合い(地域懇談会)



地域の中の資源探しでお宝を再発見！ 村内には、自宅やお店などを開放して近所の人が楽しく集まれるサロンやデイサービスなどの資源がたくさんありました。中には男性だけの手作りの活動拠点も……。

SNSのつながりを活用

和田 実践報告をありがとうございます。ございました。高山さんのごちゃまぜカフェがある地域の方々の関係はいかがですか？

高山 オープンしてからフェイブックで見たというお客さんが口伝えに広まって、民生委員さんや福祉課の方、地域の方が結構出入りしてくださるようになりました。実は仲間内に千曲市の住民が誰一人いません。それが良かったのか、私たちは地域の人間ではないのにこんなにバックアップしてくれて、私たちがおとなしくしているわけにはいかないと思っています。

和田 事業の運営資金はどうしているのでしょうか。

高山 行政から支援を受けているわけでもなく、カフェの運営だけでなんとか成り立っています。

和田 イベントの参加者が増えたその秘密は？

高山 大きくしてくれたのは企業の方とか、美容師の人たちだったりとか、ふだん福祉と関係のない分野の人たちが面白いと体感してくれ、フェイブックなどで発信し、口コミでイベントに足を運んでくれるんです。

和田 SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を重

視しているのですか。

高山 やろうと思ったわけではないのですが、私は私自身のことを隠さずに話し続けています。仲間のこと、カフェのことも。それを見た方が共感してくれたのではないかと思います。他でカフェを運営している方たちから「どうしたら広まるのですか？」と相談を受けますが、「あなたが発信してください。こんな私がやっています」と答えています。人の顔が見えるところにめがけて人が集まっています。

和田 そこがポイントですね。ごちゃまぜカフェのようなものをつくりたいと思ったとすると、何が大事でしょう。

高山 人と人をつなぎ合わせる必要だと思っています。介護職もですが、ただ集まったお年寄



りをそこに座らせておくのではなくて、その方の人生の物語をたくさん知って、共有して引き出してつなげていく。例えばお蚕さんをしていたおばあちゃんがいいたらその会話をこっちが引き出していく。

私やスタッフが、どういう方たちなのか把握した上で情報を共有して、あの人とあの人がとつても話が合うから、一緒に活動を始められると思うからつなげてあげてとか、裏でちょっと気に掛けることを忘れずやるスタッフの育成が今の夢です。

人と人をつなぐには

和田 唐木さんは、コーディネートネットする、つなぐことが重要だとおっしゃっていました。その場合、誰がつなぐのか考えていらっしゃるんですか。

唐木 私の場合は、より小さな単位で地域の人をつないでいければと考えています。ただ、地域の中にもこの人がつなぐのは嫌だという人もいます。地域でつなぐ人、村全体でつなぐ人それぞれ必要だと思っています。

和田 それは専門職に限らず誰でもいいということですか。

唐木 専門職だとしても頭から入ってしまうので、そうではない方のほうがいいですね。地

域での世話やきというか、信頼の厚い方がいいかなと考えています。

和田 なるほどなと思ったのは、新しい資源を開発するというよりも今ある資源をどう見つけるかですね。

唐木 なにも今あるものを評価していく。実はお隣の人がこういうことをされていますというのを、いかに情報発信していくか。そのまわりの方々も「あ、こんなことでいいんだ」それだったら俺のところまでやっていよ」「私でもできるよ」とか、それがきっかけになっていきます。福祉というよりそれが当たり前と皆さんが思ってもらおうとでどんどん広まっていくだろうと考えています。

和田 福祉に関心の無い男性も参加するポイントは？

唐木 ネーミングだけでなく、男性の場合はなによりも楽しく、自分でも役割が発揮できる、出番があるんじゃないかと思わせるニュアンスが大切です。楽しくないと集まらない。自分でできる役割がなくてつまらない。集まってお話ができればいいという女性との違いはあるのかなと感じます。

和田 高山さんのところは男性の参加はいかがでしょうか？

高山 実は仲間内には男性が多

いです。夢や志を語って大変でも「よしやるぞ」という機動力を発揮するのは男性、それをきれいに整地してくれているのは女性たちです。適材適所の役割が自然にできあがっていたので、男性が真ん中に立って発信、動かしていく形になったと思います。

和田 お話をうかがっていて二人に共通しているのは、一人ひとりが持っている経験や体験、あるいはその人が持っている気持ちを大事に引き出し、それをまた別の人につないでいることです。

一人ひとりがどんな思いを持ち、どんなことに関心があるのか、どうやったら一歩踏み出せるのか、それらを大事にするところで少しずつ動きができてきます。

地域づくりは、地域そのものを全体でどう動かすかという場合もあるけれど、最終的には一人ひとりが持っている良さとか、経験をどうつなぎあわせるか、です。それをベースとして、それぞれの地域づくりを進めていただければと思います。

地域共生社会の実現と 地域福祉施策の展開

地域の福祉力を高めるために

触媒の役割

和田 先ほどの二つの実践についてお二人に感想をいただければと思います。

矢澤 唐木さんは隣村ですので、実践は知っていて、さすがだなあと思います。今あるものを発見していく視点が大事だと再認識しました。

ごちゃまぜカフェはいいですね。私が地域福祉係に来たときに、地域福祉係って地域がつけばなんでもできるんだと一番最初に思ったんです。その地域福祉を全て実践なさっているのはすごいなと思っています。

後藤 お二人からはつなぐことの大切さを教えてもらったと思います。地域力強化検討会で「触媒」という言葉がありました。まさにお二人は触媒の役割を果たしているかなと思います。Aという物質とBという物質がそれぞれ独立して存在しています。二つが出会ったときに化学

反応を起こして違う物質になるようなことを触媒と言います。まさにその実践事例を伺うことができました。

地域力強化検討会で思ったことは、以前から「住民の意識を変えなければいけない」と言われてきましたが、私は今回、住民の意識を変えるのはやめよう、変わるべきは専門職ではないか、専門職は胸襟を開き、行政職員はネクタイを外して住民と一緒に汗をかくことが大事なんじゃないか、そういう意識でやっていこうと思っています。

「我が事・丸ごと」は新しいものか

和田 「我が事・丸ごと」地域共生社会を実現しているということですが、例えば地域包括ケアなど、実際の現場ではまた新しいものをつくるのかという思いがあります。どう理解したらいいのか、後藤さんにポイント

整理をお願いします。

後藤 地域包括ケアは法律上、高齢者のための仕組みですが、高齢者にとどまらせないで、障がい、児童、生活困窮などほかの分野に広がっていくこととしているのが、今回の「我が事・丸ごと」です。

その土台として地域住民の力を位置づけています。

また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とどう違うのかとよく言われます。CSWは国の制度としてあるわけではなく、社協が中心となって独自に配置が進められているものです。「我が事・丸ごと」には有効な資源なので、ぜひ一緒に進めてほしいと考えています。

制度の課題は？

和田 前段の講演では、「我が事・丸ごと」は、制度をこちゃごちゃと一緒にするのはなく、それぞれの制度や資

和田敏明氏
ルーテル学院大学 名誉教授

後藤真一郎氏
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域福祉専門官

矢澤秀樹氏
社会福祉法人伊那市社会福祉協議会
地域福祉係長

源を有機的に横につなぎ、一人ひとりの支援ができるというお話でしたが、矢澤さんは地域共生社会についてどんなことが課題になると思いますか？

矢澤 伊那市社協では地域づくりについては、長い時間をかけて住民主体で取り組んで来た経過があります。それを皆さんでそれぞれのベースでやろうじゃないかというときに、「この国の制度です。さあやりなさい」と迫ってきた感じがします。住民の皆さんがどこまでついてき



矢澤秀樹氏 伊那市社協21年目。生活困窮者自立支援、成年後見、地域福祉コーディネーターなど、プレイングマネージャーとして幅広く活躍中。



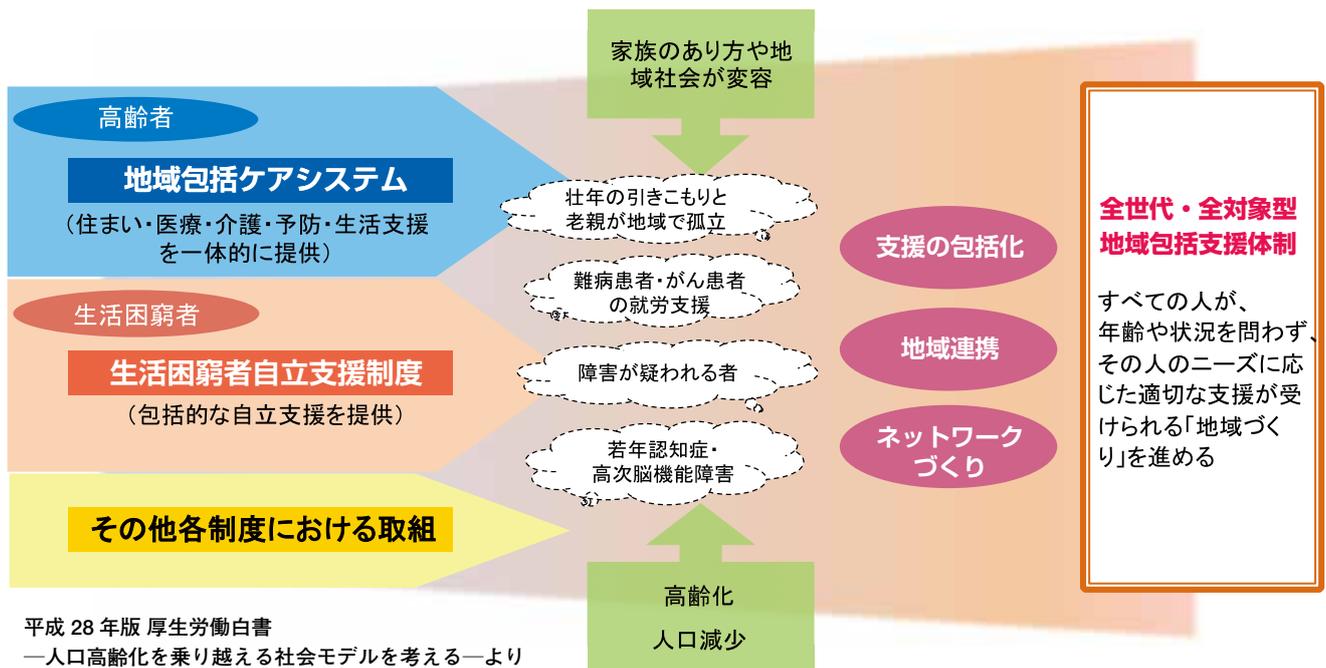
てくれるのか心配しています。制度となると、何度も見直しをしたり、すぐに成果を求められたりする。そのときにどう住民の皆さんの理解を得ていくのか、難しさをちょっと感じています。

誰もがやる みんなでやる

和田 今の話は大事な点だと思っています。社協では地域の共通問題を取り上げてその問題の解決をしながらまちづくりを進めるのが主でしたが、個別の問題の相談にのりながらそれを地域でどう解決に向けて取り組んでいくか、今まで社協ではやらなかった取り組み手法です。

それは大変なことでありながら、法律ではありませんでした。これまでの補助金が終

新しい地域包括支援体制の構築



わったから、それで終わりという時代から、新しい時代に入っていくということでしょうか。

後藤 今回の「我が事・丸ごと」は社会福祉法を改正し、「地域福祉の施策化」とも言えるものです。地域福祉は社協の専売特許ではなく、誰がやってもいい。むしろ、誰もがやる、みんなでやるという時代に突入したと感じています。

弱者救済の福祉イメージが変化

和田 従来、福祉とは困っている人を助けるイメージでした。それはそれで大事です。しかし、もっと広い範囲でその人の生活全体を支援しよう、社会参加、自分の役割を果たせるようになろう、だから80、90になっても仕事は大事である、そんなことを含めて福祉のイメージが変わってきているように思うのですが、いかがですか？

矢澤 おっしゃるとおりです。そこを私たち現場の人間がコーディネートとなり、どう発信するかが重要だと思っています。

後藤 困っている人というのは主観ではなく客観的な基準で制度を利用してはとらえきれない。その人全体を支えていく、

そういうステージが整ったのかなと思います。

刑余者は？

和田 我が事といった場合、触法、刑余者も当然含まれるのか、どうお考えですか？

矢澤 「丸ごと」といったときには刑余者も含むと私は思っていますが、地域の皆さんに理解してもらえるのか、すごくデリケートなものと思っています。

時に、行政にこうした生活困窮の方の相談に行きますと、「その人は税金払っているの？」と、住民としての責務を果たしたうえで要求しているのかを問われがちです。

そういうことも含めて、どれだけ共通理解をもてるか、難しいなと思います。ぜひ後藤さんに教えていただきたいです。

後藤 たしかに難しいですね。ただ、100%我が事はない。仮に今30なら31、32%にしていくことです。

また、先ほどの二つの実践報告にもあったように、強みを見ていくことが大切です。刑余者というレッテルで見るとはなく、何ができる人と捉えることができれば、その人は地域の中で受け入れられると思います。

和田 皆さんご存じかもしれませんが

せんが、刑務所の中の4分の1は知的障がいがある人です。

例えば刑が2年だったら、その後は施設で受け入れて、起床から就寝まで規則正しく、その後の生活に役立つ訓練をし、社会性を回復できるように支援をする取り組みが始まっています。また、それができるのである。また、裁判所は執行猶予付きにするなど、福祉と司法との関係がぐっと近づいています。

しかし残念ながら福祉の方の準備が十分ではなく、そうした施設も非常に少ない。あるいは、その人が地域に出て、みんなが受け入れて、住居や食事面でも普通の生活ができるようにならなければならないという取り組みがありません。

簡単ではないけれど、いずれそれをしっかりとやる必要があります。我が事という場合は、そういうことも考えていかななくてはならないと思います。

個別支援プログラムは可能なのか

和田 包括的に受け止めながらその人に合ったオーダーメイド型の支援プログラムを考えると、これは素晴らしいけれど、実際に可能でしょうか。

矢澤 調整、コーディネートが一番苦労するのは、いろんな専

門部局があつてそこにつなぐことはできるけれど、部局ごとがつながっていないということだ。部局を越えて、部長、課長といった行政という長と名のつく人との調整も必要になってきます。

例えば家が古くて住めないから市営住宅に住みたいといったときに、部局としてうちでは関係ないといった話になってしまふ。そうしたとき、現場同士のつながりとともに行政全体の枠で捉えて調整する仕組みが必要なのではないかと思ひます。

後藤 100%包括的な支援ができるのか、その裏を返すと、利用者側から見たときには、その人が生きたいように生きていくのかどうかだと思ひます。

じゃあ皆さんは生きたいように生きていますか。僕らだつて生きたいように生きています。我慢はいっぱいしているし、でも少しづつ、ちよつとでも前に進めればな。そういう意味で包括的な支援とは、ずっと寄り添い続ける、伴走し続けることに意味があると思ひます。

和田 私が知っているホームレス支援の例ですが、支援をした9割以上の人がその後路上に帰ることはありません。

他の多くのところは、また元に戻っていく人が多い。アパー

トを借りて仕事を斡旋して終わりではなく、定期的な訪問をしています。最初は職員がやっていただけ、ボランティアを集め、養成してやってもらっています。不思議ですね。定期的に訪ねてきて「どう？ 元氣？」とか仕事はどうなっているというふうな声を掛けてくれる人がいることだけでその人は元に戻らないんですよ。見守られているという関係、孤立させないということがすごく大事だと思ひます。

縦割りの弊害をなくすことができるのか？

和田 行政の縦割りの弊害をなくすことは、本当にできるのでしようか。

矢澤 私が行政職員の方々と関わって思ったのは、行政の方は重責を背負っているのですよね。最終責任は役所だと言われたら逃げ場がなくて、慎重に言葉を選びます。

実際に強く感じる弊害は、押し付け合いをすることです。それは福祉の現場もそうです。「私はケアマネだから高齢者しかやらないわ」「私は障がい者分野だから高齢者になったら知らないよ」と。「うちの担当じゃない」というのは、「私に責任があったらどうしよう」という怖れが

あるのではないのでしょうか。

その弊害をなくすとすると、一人に責任が集中しないようにすることだと思ひます。みんな考えましよう、みんなで決めたいよね、というものがあれば、少しはゆるくなるという気はします。

後藤 先ほどお話しした地域力強化検討会でこんな意見がありました。

相談支援包括化推進員（4P参照）つて最低一人必要だよ。一人は民間側、もう一人は行政側。推進員が行政だけでは、行政が民間をコントロールしていくように具合が悪い。だけど民間と行政にそれぞれいて、コーディネーター同士がちゃんとつながっていると、うまくいくのではないか。縦割りの弊害がなくなるかどうかわかりませんが、確かに参考になるなと思ひました。



後藤真一郎氏 「厚生労働省としての立場」のほか、「元全社協職員として思っていること」も率直な意見として語っていただいた

ました。

和田 例えば災害時に、災害ボランティアセンターが設置され、一人一人のボランティアや様々な団体、企業が集まり、活動を調整していくけれども、民間だけで物事が進んでいくわけではなく、災害支援は行政が中心になって、いつ、どんなことを決めていくかはすごく大事です。行政の側でそれをコーディネートする強力な人がいないと進めないですね。

そういう意味では、縦の制度・政策がもちろんあるけれども、それをつないだり力を合わせたることができる腕力のある人が行政側について、もう一方で民間側にコーディネーターがいて協力しあうと、うまくいくのかなと思ひます。

もう一つは、これからは個々の施策が広がるんじゃないか。例えば地域包括が障がい児の初期相談をやる団体もできはじめています。そうすると地域包括が全部やればいいという話になります。地域包括は幅を広げる。あるいは障がい者相談のところもこれからは介護保険のこともやっっていく。それぞれの地域で専門職が活動の幅を広げていく。だからダブるとこ

ろが増えていく。それを整理すればいいという議論じゃなく、それぞれお互いが協力し合える幅を広げ、そこを横につなぐ役割が大事です。

両方があることで今の体制でやっていける可能性があるのではないかと、今回提案されていることだと思ひます。

行政主導への不安

和田 もう一つの議論は、そうはいうけど、行政主導で果たしてこういう取り組みがうまくいくのかということ。行政の役割もすっかりありますが、もう一方で住民主体の考えで展開しないとうまくいかなんじゃないか。あまり短い期間で成果を求められても困るよという話がありました。弊害が起こりやすいことと同時に、そうならないためにどうしていくのか、ご意見をお願いします。

矢澤 今回の制度改正の中で、世帯をどう考えたらいいのかなと思ひました。

例えば成年後見を利用している方が虐待を受けているという場合や、8050は世帯をちゃんと意識しなければいけないと思ひます。

引きこもりの方の相談を受けたときに家族には会うけれど、本人には会ったことがないこと

もあります。

当人にクローズアップしてしまつと、住民主体というのはなかなか難しい。そこでちょっと悩んでいます。

住民主体で

取り組むには

和田 住民主体は重要です。では、行政の役割をどう考えるか。行政が住民活動に対応するとき何をポイントにすればいいのでしょうか？

後藤 行政は最終的に責任を取らなければいけないと思います。責任を持つことと主導することとは意味が異なると思っています。

抽象的な言い方になるかもしれませんが、行政職員も住民と一緒に汗をかくというのが大事かなと思います。制服の人は制服を脱ぎ、行政職員はネクタイをはずす。行政の立場もいろいろあるのですべて立場を合わせる必要はないのですが。

今回「我が事・丸ごと」で市町村にこれを絶対にやってくたさいと言っているわけではありませぬ。法律上、努力義務として、体制をちゃんとつくってくださいますというものです。

最近ある人から、「住民主体」と「住民参加」は違うと言われました。住民参加ってお客さん

だよ、住民がお客さんで専門職が偉そうになにかやっている

みたいな感じだと。先ほどの唐木さんのお話にあったと思うのですが、まさに住民が主体のスタンスで行政と専門職が関わる形になると、少しは変わるのではないかと考えます。

和田 今までの調査研究の中で感じるのは、町村部のほうが比較的意識統一がしやすく、参加が日常化されているのではないかと。一方で取り組んでほしい課題があったとすると、住民の力だけではうまくいかなくて、行政が方向性を明確にして、働きかけたりはじめると、取り組みがスムーズに進んでいくということが実際にあります。

そういう意味では行政主導ではいけないと言いつつ、行政がどういうことを考えてどういう姿勢でやろうとするのかが非常に重要ではないか。そこは住民がよく見ているという感じがし

ます。

矢澤 おっしゃる通りだと思います。社協では前々から地域の福祉懇談会を開いて地域福祉活動計画を作ろうとしています。が、地域包括ケア会議が始まるまで声をかけてもなかなか集まっていたりしませんでした。

それが行政と包括と一緒にやりましょうということになったとたん、協力してくれたのです。市がこういう方針でいくんだよと言ってくれたので、そこではずみがついて、じゃあ社協も一緒にやるからねとなりました。最初の歯車を回してもらったことは、有り難いと思います。

子どもの頃の活動体験が地域づくりの基盤に

和田 住民参加の調査をやっているもう一つわかったのは、小さなときからどんな経験でもいから地域の人と一緒にやったという経験が多いほど、地域活動への参加がしやすいのではないかと。働きかけるときに、じゃあ何かやってみようとか、魅力的なテーマがあるところとしてみようという気持ちになる可能性が高い。

福祉とは関係のない楽しいことでも何でもみんなが一緒にやる経験をもつことは地域づくりの基盤をつくる上では重要なこ

とと思っています。

矢澤 そこは私たちも思っている、いま社協で取り組んでいるのは、三世代が交流する虹色サロンです。子ども、親、おじいちゃんおばあちゃん三世代が一緒にやるということが地元に愛着を湧かせます。

それとボランティアセンターが主体となってやっている学校でのキャリア教育です。子どもたちの反応が違いますよね。

和田 そういう意味で地域づくりを考えたとき、子どもたち、子どもの若いお父さんお母さんどう関心を持って参加してもらうか、すごく大事だと思います。が、後藤さんはいかがですか。

アウェイ育児と子育て支援

後藤 地域力強化検討会で「アウェイ育児」という言葉を初めて聞いたんですね。要は幼稚園、保育園くらいの小さな子どもを持つ母親が、夫の仕事の関係などで転動してきたばかりで、どこにどう相談していいのかわからない。非常に孤立しているアウェイ感たっぷりだということなんです。私も20数年社会福祉の場において、それこそ高齢者のサロンとか子育てのサロンとかいろいろやってきたつもりですが、先ほど「我が事・丸ごと

と」が全世代対象と言いながらも、小さいお子さんを抱えている人たちにどれだけ配慮してきただろうか、と思ったりもしました。

そういうお母さんたちを取り込むこと、子どもが関わると何をやっても元気になり、楽しくいろんな活動ができるという例もあり、ここは新しい領域として意識しなければいけないと思いました。

相談から支援につなぐには？

和田 生活困窮者支援については、生活困窮者支援というのは、どこにもっていきようのない相談にのるという点では最後のセーフティネットだと言えるかもしれません。その一方で、生活困窮者支援の相談窓口には、あらゆる相談が持ち込まれ、また、潜在化しているニーズにはアウトリーチで実際に地域に出かけて掘り起こしたり、相談にのらなければなりません。現実的に可能なかと考えると、実際には難しい。

相談にもものという基本的な機能を活かしながら地域の中でそこにつなげていけるような仕組みをどうつくっていったらいいのか、どうですか。

矢澤 アウトリーチについて





あらゆるものを 活用して支援を

後藤 生活保護制度からはずれる人もいます。本来もつとも支援が必要な人であるにもかかわらず、福祉とは真逆な世界が支えていることがある。そこを救うのが、生活困窮者自立支援制度

なのです。

法律上規定している制度はいろいろありますが、生活困窮者の制度だけで支援するのではなく、ありとあらゆるものを活用して支援していくという発想になっていきます。そういう意味ではがちがちの制度ではないので、生活困窮者という入り口にはなりますが、生活困窮者だけをターゲットにしていないことがポイントです。

それには二つあって、一つは地域住民と一緒にやっていく。もう一つは、いろいろな相談機関等と一緒にやっていくことかと思えます。つまり生活困窮のところでも一旦受けるにしても、地域に密着している地域包括支援センターと一緒にやって支援していくこと、地域住民と一緒にやっていくことも大事なのかなと思いました。

和田 今、地域を対象にした活動がそれぞれの分野で増えていきますね。そこどういう連携を持つか、そして、新参者である生活困窮者自立支援の相談機関などは知ってもらわなければならない。みんなが知っているのが前提ではなくて、そういう活動が始まってこんな役割とこういう事をやるんだということをわかってもらえれば、じゃあこういうケースは相談しよう、とい

うことになっていくわけです。

これは機関同士もそうだし、地域のいろんな活動をしている人たちにもよくわかっていただくといいなと思います。

地域福祉計画での 位置づけ

和田 最後にこうした活動をやっていく上で、地域福祉計画、活動計画を取り組みを広げていく上での意味、意義について一言お願いします。

矢澤 私は係長の職についてから2回地域福祉活動計画を作ってきました。良かったなと思うのはいつも進捗管理ができることですね。

うちの計画は5年ごとなので、5年前に作ったら内容を忘れてしまうんですね。きちんと進捗管理をしていくという意味では、文字化されているととてもわかりやすい。地域の皆さんや行政の方と話をするときにも使えますので社協が住民からあがってきた課題ですということをお示しするにはやはり文字化している計画というのは私は有効かなと感じています。

後藤 地域福祉計画は、どういう地域にしたいのかを関係者で話し合い、それを行政としてどう展開するか規定したものが、地域福祉計画だと思います。地

域力強化検討会では、地域福祉計画は作ったら作りっぱなしがほとんどだよねと言われて、進捗管理はほとんどとされてないんじゃないかと言われました。

そういう意味では地域ごとにも目標を立てていくということはとても大事です。できなかったらなんでもできなかったのか、皆でまた話し合えばいいので、そういう機会にもらえればいいなと思うのが一点です。

もう一つは、ただサービスだけがあるんじゃないかと、そのサービスなり社会資源の人同士がつながっているということが大事なこと。それを地域福祉計画の中でぜひ書いていただければと思います。

和田 地域福祉計画、まちの計画は非常に大きな意味をもっていていると思います。地域福祉計画に書かれることは行政の計画になりますので、そうすると予算をつけるときに地域福祉計画でこういう位置づけなんだから財政当局と話がちゃんとできる。あるいは逆に書くときに市長とも話して確認しておかなければいけないということが起こるわけです。

そういう意味で地域福祉計画は行政を単年度だけではなくて中期的に重点をしぼっていく性格を持っているという点で重要

視していいんじゃないかと思えます。

計画を作った終わらないように、地域福祉推進の常設の委員会、計画作成後、進捗管理を年間何回かやっていくことが大切です。

これから行政がどんな考えで、どういうことを目指し、どういう地域を作っていくのか、ということ計画の中にしっかりと位置づけて取り組んでいくということに大きな意義があり、役割をもたせることができます。今のお二人からの話を受けて皆さんそれぞれの地域で取り組みを進めていただければと思います。

(閉会)

文責・長野県社会福祉協議会
相談事業部 自立支援グループ

平成 29 年 6 月 発行

編集・発行

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野市若里7-1-7

長野県社会福祉総合センター内

TEL. 026-226-2035 FAX. 026-291-5180